

## 役員報酬等の支給の基準

(令和2年規則第1号)

(目的)

第1条 この基準は、学校法人鳥取学園（以下「この法人」という。）寄附行為第37条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、給料、賞与、役員手当、兼務手当、退職手当、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 給料、賞与、役員手当、兼務手当（理事長が高校校長を兼務する場合）、退職手当
- (2) 非常勤の役員 役員手当  
なお、非常勤の役員でこの法人の管理職を兼務する者には、役員手当は支払わないものとする。

(報酬等の額)

第4条 役員に対する報酬等の額は、理事会の議決を経て、次のとおり定める。

- (1) 給料・役員手当・兼務手当  
「役員等の報酬に関する規程」による。
- (2) 賞与 「教職員等の給与に関する規則」に準じて支給する。
- (3) 退職手当  
「常勤役員の退職手当に関する規程」による。なお、鳥取城北高校校長を兼務する理事長（以下「兼務理事長」という。）の校長兼務期間の退職手当は、教職員の給与に関する規則によるものとする。

(費用)

第5条 役員には、「職員等の旅費に関する規則」に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法等の手続き)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の手続き、その他については、教職員の例による。

(公表)

第7条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この基準は、令和2年4月1日より施行する。